

債権法改正中間試案に対する日弁連消費者委員会の意見概要

1 格差契約と信義則

- ① 中間試案第26, 4
- ② 『情報の質及び量並びに交渉力の格差がある当事者間で締結される契約』『その格差の存在を考慮』
- ③ 賛成◎
- ④ 現実の社会では、契約当事者間が非対等の関係にある。消費者対事業者契約が典型であるが中小事業者、労働者等契約弱者の利益に配慮する規定を置くことで、実態に即した法適用や解釈が容易になる。

2 情報提供義務

- ① 中間試案第27, 2
- ② 原則情報提供義務がなく、例外的に義務を負うとしても非常に制限的になっている。
- ③ 情報提供義務を新設することは賛成◎
試案の条文案には反対×
- ④ 賠償義務がないという原則規定を置くことの有害性。賠償義務が認められる場合が不当に制限される危険性。

3 暴利行為

- ① 中間試案第1, 2(2)
- ② 『相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に把握することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為』
- ③ 賛成◎
ただし、「著しく」を【不当な】【過当な】とするべきである。
- ④ 投資まがい被害、高齢者の被害など暴利行為の柔軟な運用による被害救済を図ってきた

債権法改正中間試案に対する日弁連消費者委員会の意見概要

4

不実表示

- ① 中間試案第3, 2(2)イ
- ② 『表意者の錯誤が, 相手方が事実と異なることを表示したために生じたものであるとき』
- ③ 賛成◎
- ④ 誤った事実が提供されて誤認し他ことにより契約締結をした表意者を, 契約の拘束力から解放すべき必要性がある。

5

詐欺取消

- ① 中間試案第3, 3(2)
- ② 『相手方から契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者又は相手方の代理人が詐欺を行ったとき』
- ③ 賛成◎
- ④ 本人の主観によらず媒介者等の詐欺の場合に取り消しを認めるべき(参照;媒介者の法理)

* 中間試案よりも, その範囲を広げ「その行為について相手方が責任を負うべきものが詐欺を行ったとき」も同様に詐欺取消を認めるべき

6

消滅時効期間

- ① 中間試案第7, 2
- ② 【甲案】;5年に短縮
【乙案】/(注)案の3つ
- ③ (注)案に賛成
- ④ 原則の消滅時効期間を10年から短縮する必要がない。
事業者間取引について5年と短縮化し, 消費者に対する事業者の債権は3年とさらに短縮化することに賛成する。

債権法改正中間試案に対する日弁連消費者委員会の意見概要

7

法定利率

- ① 中間試案第8, 4(1)
- ② 変動制を導入するが, 中間利息控除は5%のままにする。
- ③ 反対×
- ④ 法定利率は, 損害賠償債権の遅延損害金利率として問題となり, 事実上, 損害賠償の補てんとなる機能があるから, これを区別しない議論では反対。約定遅延損害金利率を民事法定利率まで圧縮するよう見直す必要もある。

8

約款規制

- ① 中間試案第30
- ② 第30, 1; 約款の定義
第30, 2; 約款の組入れ要件
第30, 3; 不意打ち条項規制(契約の内容とならない)
第30, 4; 約款の変更
第30, 5; 不当条項規制(消費者契約法10条類似構造。効果は条項無効)
- ③ 賛成◎(詳細は, 日弁連消費者委員会意見参照のこと)
- ④ 約款が普及している現在, 一方当事者が作成する約款に法的拘束力を認めることに関する法律要件, 有効とされる範囲を法定することで約款取引の安定性に寄与し, かつ, 他方当事者の保護が可能になる。
* 「債権法改正の基本指針」で例示されたブラックリスト, グレーリスト案を参考にリストの立法化を検討すべき

債権法改正中間試案に対する日弁連消費者委員会の意見概要

9

保証

- ① 中間試案第17
- ② 第17, 6(1)で個人保証の制限方針が,
第17, 6(2)で締結時説明義務違反の場合の保証契約の取消権付与が,
第17, 6(3)で主債務履行状況の情報提供義務が,
第17, 6(4)で保証人の責任制限方針がそれぞれ提示されている。
- ③ 賛成◎
- ④ 保証被害の実情に照らせば, 個人の保証人保護規定を充実させるべき。

* 個人保証が原則無効となることとして, 例外的に個人保証が有効となる場合を列記する方向が望ましい。

* 履行状況の不提供があった場合には期限の利益喪失を保証人に主張できないという条項を規定すべきである。

10

債権譲渡

- ① 中間試案第18
- ② 中間試案第18, 1(4)で譲渡制限特約を対抗できない例外規定を新設する提案。
中間試案第18, 2(1)で第三者対抗要件について登記を盛り込む【甲案】, 債務者承諾を除外する【乙案】のほか, 現行法を維持する(注)案が示された。
- ③ 上段は一部反対×
下段は現行法を維持する(注)に賛成
(甲案に反対, 乙案に反対)

11

複数契約

- ① 中間試案第11, 2
- ② 『同一の当事者間で締結された複数の契約』『目的が密接に関連つけられている』『一つの契約に債務不履行による解除原因がありこれによって複数の契約を締結した目的が全体として達成できないとき』『複数の契約すべてを解除』
- ③ 賛成◎(ただし条件付き)
- ④ 最判H8. 11. 12の明確化
*同一当事者間に限定することについては, 反対。

*あわせて, 論点落ちてしまっている複数契約の無効についても, 条文化をはかるべき

債権法改正中間試案に対する日弁連消費者委員会の意見概要

12 消費貸借

- ① 中間試案第37, 1(4)
中間試案第37, 6(2)
- ② 上記双方とも『貸主に損害が生じたときは, 借主は, その損害を賠償しなければならない』
- ③ 上記双方とも反対×
- ④ 諾成的消費貸借における目的物引渡前の解除権行使／期限前弁済は, いずれも借主の権利行使の場面であり, 上記文言新設により権利行使が委縮する。解釈にゆだねるか, 大規模企業間取引のみ損害賠償責任を明記することでよい。

(中間試案の立場)

期限前弁済に関する規律は, 現行136条2項の規律そのものである。損害の内容は個別の判断にゆだねられている。

13 リース

- ① 中間試案第38, 15(1)
- ② 『使用収益の対価としてではなく当該財産の取得費用等に相当する額の金銭を支払う』など
- ③ 反対×
- ④ 当該適宜では中小零細企業が直面しているリース被害を拡大させる。また, 上記文言では「上乘せリース」など悪質なサプライヤーやリース会社を保護してしまいかねない。

(中間試案の立場)

ファイナンス・リースのうち「一定類型のものについて」新たな明文規定を設けるものとされている。

14 サービス契約

- ① 中間試案第41, 6
- ② 一部, 民法651条(任意解除権)の適用除外を認める等
- ③ 反対×
現状を維持する考えに賛成
- ◎
- ④ 現代の多様なサービス契約の紛争のうち, 準委任に関する規律のうち651条は消費者が契約の拘束力から解放される根拠規定として, 消契法10条の判断について有用であり, 受け皿規定になっている。

(中間試案の立場)

民法651条適用が除外されるのは「比較的単純な事務処理を内容とする契約」としている。その場合には, 当事者の信頼関係を背景とする規律を準用するのが適当ではない。

債権法改正中間試案に対する日弁連消費者委員会の意見概要

15

立法化提案から漏れた事項

押し付けられた利得	抗弁の接続
<ul style="list-style-type: none"> ① 中間試案第5(無効及び取消し) ② 民法703条, 704条の特則を整備する提案から漏れてしまった。 ③ 押し付けられた利得の返還義務がないことを明記すべき ④ 違法行為を抑止する観点は, 契約の無効・取消を経た清算過程でも反映されるべきであり, 民法708条(不法原因給付)や民法121条但し書きの趣旨に照らして, 押し付けられた利得については返還義務を免れることを条文化すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中間試案第37(消費貸借契約) ② 法制審議会(第53回, 第54回)では抗弁接続規定が具体的に議論されていたが, 中間試案では漏れてしまった。 ③ 与信契約一般を対象とする抗弁接続規定を置くべきである(少なくとも消費者契約については立法すべき) ④ 販売信用取引において密接な関係がある場合には, 『契約が別箇独立』ということが難しいゆえ, 一般的に抗弁対抗を認めるべき。
その他	<p>脱法行為(中間試案第1(公序良俗の具体化)), 複数契約の無効(中間試案第5(無効及び取消し)), 約款のブラックリスト・グレーリスト(中間試案第30(約款)), 賃貸借契約における原状回復義務等を過重する特約の無効(中間試案第38(賃貸借))など</p>